

2023 年 10 月 18 日

本会会員 各位

## 第 146 期臨時合同評議員会の結果について

### 記

東京大学教養学部学友会規則第 16 条、第 18 条及び第 20 条に基づき、運動部代表評議員会、文化部代表評議員会及びクラス代表議員会の合同評議員会を実施した。議決結果は以下のとおりである。

#### 議案 1

決議本文：第 146 期活動方針を「自主的活動への参加機会の平等を推進するとともに、学生による課外活動の継続・再開を支援し、新しい生活様式に対応した学友会の運営を行おう。」とする。

#### 議案 2

決議本文：「部室割り振りに関する規則」及び「活動保障費に関する規則」を学友会学生理事会提出の通り改正する。」

理事会提出案は別紙 1 に示す通り。

#### 議案 3

決議本文：学友会学生理事会が、提案 1 及び提案 2 の通り行動することを承認する。ただし、「授業料値上げに対する全学緊急集会」が学外党派・団体又はその下部組織と密接な関係を持った場合には連名を撤回する。

提案 1、提案 2 及び学友会学生理事会が議案を提出した理由は別紙 2 に示す通り。

以上

【別紙1】

・ 部室割り振りに関する規則

	改正案	現行規則
第6条 第2項	理事会は、前項の規定に則り開示された情報 <b>又は理事会が業務の一環として得た情報</b> に基づき、使用状況に問題があると判断したサークルに対し、以下の措置を取ることができる。	理事会は、前項の規定に則り開示された情報に基づき、使用状況に問題があると判断したサークルに対し、以下の措置を取ることができる。

・ 活動保障費に関する規則

	改正案	現行規則
第一条	この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会（以下、「 <b>理事会</b> 」という）の理事、総務、総務候補者 <b>及び理事会により任命される議長</b> に支給する活動保障費について定めることを目的とする。	この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事、総務及び総務候補者に支給する活動保障費について定めることを目的とする。
第二条	活動保障費の支給は、理事、総務、総務候補者 <b>及び理事会により任命される議長</b> に理事会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。	活動保障費の支給は、理事、総務、および総務候補者に本会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。
第三条 第一条	現行規則に同じ	（省略）
第三条 第二項	<b>駒場Iキャンパス外</b> で行った業務は、活動保障費の支給対象とすることができる。	在宅で行った業務は、活動保障費の支給対象とすることができる。
第四条 第一項	活動保障費を請求する者（以下、「請求者」という）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。	活動保障費を請求する者（以下、請求者）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。
第四条 第二項	活動時間の記録は <b>一分</b> 単位とする。	活動時間の記録は五分単位とする。
第四条	現行規則に同じ	（省略）

第三項		
第四条 第四項	現行規則に同じ	(省略)
第五条	現行規則に同じ	(省略)
第六条 第一条	<b>理事会は、理事会会議に出席した総務を、必要に応じて、参考人と認定することができる。</b>	(新設)
第六条 第二条	<b>参考人は、理事会会議の運営上、必要な総務でなければならない。</b>	(新設)
第七条	現行規則第六条に同じ	(省略)
第八条	現行規則第七条に同じ	(省略)
別表 1	<p>割り振り議長の業務以外に適用 理事、総務、総務候補者共通支給金額 窓口業務：時給 1,000 円 <b>窓口業務及び理事会出席以外の業務：</b> 時給 1,200 円 <b>理事会会議に出席した理事及び理事会会議に出席し、参考人と認定された総務</b> 理事会会議への参加：時給 1,000 円 会計監査員報酬 会計監査員による会計監査：時給 1,200 円</p>	<p>割り振り議長の業務以外に適用 理事、総務、総務候補者共通支給金額 窓口業務：時給 1,000 円 学生理事会（総務及び総務候補者も出席可能）への参加：時給 1,000 円 その他の業務：時給 1,200 円</p>

以上

## 【別紙2】

### 提案1

授業料値上げ問題に関して、学友会運動部代表評議員会、文化部代表評議員会及びクラス代表評議員会は、学友会学生理事会に、学友会に加盟するサークル・クラスを代表し、以下の通り行動することを求める。

- ・授業料の値上げの検討過程に学生の声を反映させることを要望すること
- ・学友会普通会员及び準会員をはじめとする学生の意見を集約し、その実現に向けて行動すること
- ・他の学生自治団体と連携すること

### 提案2

学友会運動部代表評議員会、文化部代表評議員会及びクラス代表評議員会は、学友会学生理事会が、学友会に加盟するサークル・クラスを代表し、「授業料値上げに対する全学緊急集会」の開催団体に加わることを承認する。

### 議案説明

今回の授業料値上げは、学生の声を聞くことなく進められている。学友会学生理事会は、学生自治団体として一方的な決定に抗議するとともに、多様な学生の声を大学本部に届けることが、学友会の理念にも沿う行為である。そもそも、「学生の意見の反映」に含まれる意見や大学側への提案については、自治団体職員等、団体の関係者のみならず、可能な限り多くの学生が主体的・積極的に決定するプロセスを挟むことが必要であると考えられる。その点において、学生集会の開催連名に加わることは、極めて意義のある行為であるといえる。

授業料は、それが過度に高額であれば、学生が学業や課外活動を開始し、また継続する上での経済的障壁となりうる存在となりうる。学友会は、「会員の行う学業、文化及びスポーツに関する活動を支援すること」を目的として掲げている。学生の視点からこの目的を達成するためにも、学生理事会に行動が求められている。

### 【決議本文】

学友会学生理事会が、提案1及び提案2の通り行動することを承認する。ただし、「授業料値上げに反対する全学緊急集会」が学外党派・団体又はその下部組織と密接な関係を持った場合には連名を撤回する。

以上